

フードバンク府中 規約

(名称)

第1条 本会の名称をフードバンク府中（以下「本会」という）と称す。

(所在地)

第2条 本会の事務所を、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、企業や個人から不要となった食品の寄付を通して、食品を必要としている個人や団体等に届けることで、食品ロスと生活困窮者の支援を通して支え合いの地域づくりに貢献することを目的とし、2020年4月1日に設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を実施する。

(1) フードバンク事業

個人や企業などから提供された食品を個人や団体、施設などに届けるフードバンクシステムを構築する。

(2) 食のセーフティネット事業

生活に困窮している個人などを、行政や必要としているNPOなどの相談事業、支援につなげるための活動を行う。

(3) フードバンクの普及・啓発事業

フードロスの問題を啓発し、地域で解決につなげる意識を醸成する。

(役員)

第5条 本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
会長 1名、副会長 1名、会計 1名

(職務)

第6条 理事長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を掌握する。

(会議)

第7条 本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(設立

(変更)

第9条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、2020年4月1日から施行する。